令和4年度 和光市介護老人保健福祉施設の 管理運営に関する年度協定書

和光市介護老人保健福祉施設の管理運営に関する年度協定書

和光市(以下「甲」という。)と地方自治法第244条の2に定める指定管理者(以下「指定管理者」という。)である社会福祉法人和光福祉会(以下「乙」という。)とは、令和3年3月29日に、和光市介護老人保健福祉施設(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した和光市介護老人保健福祉施設指定管理者基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、和光市介護老人保健福祉施設の管理運営に関する年度協定書(以下「年度協定」という。)を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務運営上の 利益(以下「運営利益」という。)を甲に納付する割合を定めることを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 甲及び乙は、令和4年度の本業務の範囲は、基本協定第8条に定めるとおりであることを 確認する。

(運営利益の納付割合)

第3条 基本協定第21条で定める納付割合は、本業務に係る運営利益の3割とする。 (施設の維持補修等)

第4条 本業務に係る施設の大規模な改修、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協議の上、行うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ 各1通を保有する。

令和4年4月1日

- 甲 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市 和光市長 柴﨑 光子
- 乙 埼玉県和光市新倉8丁目23番1号 社会福祉法人和光福祉会 理事長 関塚 永一